

## (5) 防災訓練

防災訓練は、自主防災活動の「核」となります。

ここでは、防災訓練の主な内容を紹介しますが、いくつかの訓練を組み合わせての実施や、近隣の自主防災組織との合同実施など、様々な実施の形態があります。

地域の特性に応じた防災訓練を実施しましょう。

### ①情報収集・伝達訓練（関連情報P15）

地域の被害状況や住民の避難状況などの情報収集及び防災関係機関への報告、また、防災関係機関から発信される情報を地域住民に正しく伝達するための訓練。

### ②初期消火訓練（関連情報P15）

消火器、バケツなどを使用した初期消火の方法や、火災から身を守る方法などを習得するための訓練。

### ③救出・応急救護訓練（関連情報P16）

倒壊家屋などの下敷きになった人を救出する方法や、ケガ人の手当・搬送などの応急救護の方法などを習得するための訓練。

### ④避難訓練（関連情報P16）

組織ぐるみで避難の要領を把握し、突然の災害時にも落ち着いて速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練。

### ⑤炊き出し訓練（給食・給水訓練）（関連情報P17）

災害時において、地域住民に円滑に救援物資や飲料水を配給するための訓練。

### ⑥避難所運営訓練（関連情報P18）

多くの避難者が発生した場合において、避難所運営を円滑に進めるための訓練。

### ⑦近隣の自主防災組織との合同訓練

日頃から近隣の自主防災組織と合同で実施し、連絡網を作成するなど、協力体制を構築する訓練。

（広域な災害が発生した場合には、近隣の自主防災組織との連携、助け合いが必要になります。避難訓練を各自主防災会で行った後に、会場を移して他の訓練等を合同で実施するなどの方法があります。）

### ⑧その他

災害対策本部立ち上げ時の初動訓練、防災資機材の紹介及び取扱い訓練等。

## 2. 活動編

### ①情報収集伝達訓練

災害時は情報が錯そうします。自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、防災関係機関と地域住民との情報のやり取りができるよう伝達方法について整理しましょう。

#### 《情報収集訓練の例》

- ①情報班員に収集すべき情報の指示を出す。  
⇒避難状況、被害状況・火災発生状況、ライフラインの状況など
  - ②情報班員は現地にて情報を収集し、情報班長に報告する。
  - ③情報班長は収集した情報を取りまとめ、報告する。  
⇒地図上に集約するとイメージしやすい
- ※ 情報の収集や報告の際には、メモをとり、口頭のみでの伝達は避けましょう。

#### 《情報伝達訓練の例》

- ①情報班員は、模擬情報を情報班長に口頭とメモで示す。
  - ②情報班長は、わかりやすい伝達文にして班員に渡す。
  - ③情報班員は、地域を分担して巡回し、メガホン等で伝達する。
- ※ 効率よく情報伝達を行うために、あらかじめ情報伝達経路を決めておきましょう。  
(10～20世帯(班単位)で分割して巡回ルートを決めるなど)

### ②初期消火訓練

初期消火訓練には、消火器の取り扱い訓練のほか、119番通報訓練、バケツリレーによる消火訓練などがあります。

消火訓練等は、けがや事故を防ぐために、消防職員立ち合いのもとで実施してください

- 119番通報訓練を行う際には、事前に最寄りの消防分遣隊に訓練通報を行う旨の連絡が必要です。
  - 準備用品や方法等については、消防関係機関(消防分遣隊、消防団、消防設備業者等)に相談しましょう。
- ※ 消防設備業者については、タウンページの50音順索引より「消火器(消防用設備・用品・保守点検)」で検索できます。



### ③救出・応急救護訓練

救出・応急救護訓練は、ジャッキ、バール、はしご、ロープなどの救出用資機材の使用方法やAEDなどの救急救命用資機材の使用方法、毛布など身近な生活用品で応急担架を作成する方法、負傷者の応急手当の方法などを習得するための訓練です。

専門的な知識や技術を必要としますので、消防職員や日本赤十字社鹿児島県支部に指導を要請しましょう。

※地域に「どのような」救出用資機材や救急救命用資機材が、「どこに」備えられているか、あらかじめ確認しておきましょう。

### ④避難訓練

風水害や地震・津波、原子力災害、火災など災害の種類によって、避難行動が異なります。避難誘導班を中心とした地域の警戒避難体制を確認し、安全な場所まで迅速かつ安全に避難できるようにしましょう。

#### 《避難訓練の実施要領とポイント》

- ①自主防災組織災害対策本部の指示を受け、各地区で避難広報を実施する。  
⇒避難場所（一時的に集まる場所）を具体的に広報すること。
  - ②住民は電気のブレーカーを切りガスの元栓を閉めるなど、自宅の火災発生防止の処置を行って、避難場所に集合する。  
⇒隣近所に声を掛け合って避難するよう呼びかける。
  - ③避難途中は、事故防止に努めるとともに、高齢者や子どもなどを列の中心に配置して、逃げ遅れる人が出ないようにする。
  - ④避難場所で人員を点呼して安否確認を行い、全員の無事を確認して、本部に避難の完了を報告する。  
⇒避難行動要支援者の避難状況について確認し、誘導方法について検討する。
- 事前に災害の種別に応じた避難場所や避難経路、危険個所などを調べておく。
  - 避難場所へ向かうときにも、避難経路が安全であるか、危険個所がないかなど、確認を促す。
  - 避難の際に、非常持出品を携行しているか、動きやすい服装であるかなどをチェックする。

## 2. 活動編

### ⑤炊き出し訓練（給食・給水訓練）

ライフライン停止時において物資が供給されるまでの間、地域内で協力して給食・給水ができるように、大鍋や釜などを使用した炊き出し訓練を実施しましょう。

また、地域の給水拠点や飲料水を確保できる場所も調べておきましょう。

炊き出し訓練については、日本赤十字社鹿児島県支部が、ハイゼックス袋（非常用炊飯袋）を使用した訓練の指導を実施しています。

日本赤十字社鹿児島県支部に訓練指導を依頼する場合は、下記を参考に事前に打ち合わせておきましょう。

#### 《 日本赤十字社鹿児島県支部への訓練申込方法 》

- (1) 日本赤十字社鹿児島支部事業推進課（所在地：鴨池新町1-5、電話：099-252-0600）に訓練申込について連絡し、打合せの時間等について確認する。
- (2) 日本赤十字社鹿児島支部事業推進課に行き、下記の内容について打合せを行い、「非常炊き出し訓練の指導員派遣について」の申請書を記入し提出する。
  - ①訓練の日程や内容について
  - ②炊き出し用品の貸出について

（参考1：日本赤十字社鹿児島支部が準備可能な炊き出し用品）

- ・炊き出し釜    ・コンロ    ・炊飯袋（ハイゼックス）
- ・炊き出し説明書    など

（参考2：自主防災会で準備する炊き出し用品の例）

- ・無洗米（5kg×2）    ・薄くち醤油（1ℓ1本）    ・ザル    ・ひしゃく
- ・チャッカマン    ・箸    ・ポリバケツ    ・輪ゴム    ・コップ    ・台拭き
- ・ごみ袋    ・長机    ・ボール
- ・炊き出し用プロパンガスボンベ（20キロボンベ～2本）    など

#### 《 注意 》

災害時に日本赤十字社鹿児島県支部の協力が得られるとは限りません。

自主防災組織が単独で実施できるようノウハウを習得しましょう。

大鍋や釜などの炊き出し用品についても自主防災組織で備えておきましょう。



## ⑥避難所運営訓練

災害時の避難所運営は、自主防災組織の重要な役割の一つです。避難生活の長期化に備えて、生活のルールや運営方法について検討しておく必要があります。

施設管理者と十分に協議し、避難所として使える場所と使えない場所を明確に区分し、「避難所として使える場所」をみんなが使う「共用部分」と各世帯の生活の場としての「居住部分」に分けて運営しましょう。

### 《避難所運営訓練の実施要領》

#### 1 避難所の開設

市指定の避難場所は、避難所班員（市職員）によって開設されることが多いですが、万が一の場合に備えて、住民自らが避難所を開設する方法も考えておく。

#### 2 避難所施設の点検

避難所に入る前には、被害箇所や余震等で危険が及ぶ可能性がある箇所を点検する。

#### 3 避難者の把握

避難者を把握するため、名簿等を作成する。

※避難所班員（市職員）が避難者の集約を行います。スムーズに集約を行うためには、地域住民をよく把握している町内会・自主防災組織の協力が不可欠となります。

#### 4 部屋割り

本部室、物資置場、倉庫、配給所、調理室、医務室、談話室、面会室、更衣室、食堂、学習室、ボランティアルーム、情報掲示板、受付、仮設電話、テレビ、パソコン、ペット置場、洗濯場・物干し場、仮設トイレ、ゴミ置き場、喫煙等の場所決めを行う。

また、居住空間や通路、立ち入り禁止区域等についても施設管理者と相談して決める。

#### 5 避難所生活ルールを作成

避難者が少しでも快適な共同生活を送れるよう、最小限の生活のルールを定める。

生活の時間（起床、消灯、食事、清掃等）、基本的な事項（貴重品の管理、土足厳禁、コンセントの管理等）、場所を決めて行う事項（喫煙、飲酒、携帯電話の使用、見舞客の対応、ペットの管理等）、水や物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルールを決める。

#### 《ポイント》

- 避難所の運営主体は、避難者自身（地域住民）であることを忘れない。
- 運営計画の柱は、組織・生活のルール、部屋の使い方である。
- 高齢者や障害者、妊産婦などの避難行動要支援者に対しては、特に配慮する。
- 共同生活の場となる避難所では、普段通りの生活ができないことを十分に認識しておく。